広島市中小企業振興条例（仮称）素案の概要図

【前文】
〔制定の背景・趣旨や制定者（本市）の決意〕

中小企業が活躍できる環境を整え、
もって**本市の経済・産業の持続的かつ健全な発展のみならず、市民の誰もが豊かで笑顔にあふれ、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合い、住み慣れた地域で持続的に生活できる社会を実現**するため、
地域一丸となって歩みを進めることを決意し、
この条例を制定する。

【目的】（第１条）

この条例は、
中小企業が本市の経済・産業の発展と地域社会の維持・発展に果たす役割の重要性を考慮して、本市の中小企業の振興に関し、**基本理念を定め、本市の責務、中小企業者の努力、中小企業団体等の役割などを明らかにする**とともに、
本市の施策の基本となる事項を定めることにより、
中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、
もって**本市の経済・産業の持続的かつ健全な発展と市民生活の向上に貢献することを目的**とする。

【基本理念】（第３条）〔全ての主体が中小企業の振興に取り組む際に持つべき基本的な考え方〕

１　中小企業者の自主的な努力が尊重され、かつ、助長されることを第一とし、本市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、教育機関、大学等、金融機関等、国、広島県などの地方公共団体の相互の連携の下、本市の地域資源を十分に活用して、中小企業者の経営の革新と創業が促進され、その経営基盤が強化され、経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られること。

２　中小企業が、多様な就業の機会を提供するなどにより本市の経済・産業の基盤を形成するとともに、その事業活動を通じて地域社会の維持・発展に貢献する重要な存在であるという認識の下に行われること。

３　中小企業者が、世界恒久平和の実現を目指し、国際交流・国際協力の推進と多様な文化を尊重した共生社会の実現を図る本市の活力の源泉として欠かすことができない存在であるという認識の下に行われること。

４　小規模企業者による経営資源の確保が、特に困難であることが多いという認識の下に行われること。

【施策の基本方針】（第１２条）

本市が中小企業の振興に関する施策を策定・実施するに当たっての基本とするもの（基本方針）として、この条例に基づく施策の中で本市が実施すべき事項の義務付け

- 成長発展が期待される産業の育成と新事業の創出の促進などを通じた経営の革新と創業の促進（第１号）
- 多数の中小企業者の連携に役立つ産業の集積の活性化（第２号）
- 人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの確保の促進のための支援（第３号）
- 事業活動に役立つ能力等の確保のための支援（第４号）
- 中小企業者に対する資金の供給の円滑化（第５号）
- 本市からの受注の機会の増大（第６号）
- 経営の改善のための支援（第７号）
- 事業の承継の円滑化のための支援（第８号）
- 地域社会との共存共栄による経営基盤の強化（第９号）
- 経済的社会的環境の著しい変化への適応の円滑化（第１０号）
- その他中小企業の振興を図るための必要事項（第１１号）

中小企業の振興に関係する各主体が果たすべき役割などの明示

【本市の責務】
（第４条）
- 施策の総合的な策定・周知・実施
- 調査等により明らかになった課題の解決など、適切な措置を行う など

【中小企業者の努力】
（第５条）
- 自主的かつ積極的に経営の革新と経営基盤の強化を図るよう努める など

【中小企業団体の役割】
（第６条）
- 中小企業者の経営の革新、創業、経営基盤の強化などに積極的に取り組むよう努める など

【大企業者の役割】
（第７条）
- 公正取引の徹底を図ること等により中小企業者との共存共栄を図るよう努める など

【教育機関の役割】
（第８条）
- 中小企業が地域の経済・産業の発展等に果たす役割の重要性に関する児童・生徒等への理解の促進などに努める

【大学等の役割】
（第９条）
- 中小企業者が行う付加価値の創出・向上、人材の育成などの取組に協力するよう努める など

【金融機関等の役割】
（第１０条）
- 資金の供給、経営に関する相談などを通じて、本市の中小企業の振興に関する施策に協力するよう努める

【市民の協力】
（第１１条）
- 中小企業が本市の経済・産業の発展等に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の振興に協力するよう努める

この条例に基づく施策の実効性を高めるために本市（市長）が行うべき措置などの義務付け

【中小企業者等からの意見聴取】
（第１３条）
中小企業者、中小企業団体等から意見を聴取するための会議を定期的に、必要に応じて随時、開催するとともに、その結果を踏まえた適切な措置を行うことの義務付け

【財政上の措置】
（第１４条）
中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うことの義務付け

【年次報告】
（第１５条）
毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を市議会に報告するとともに、これを公表することの義務付け